

令和 2 年 1 2 月 4 日
宮城県公報第 1 6 1 号別冊

住民監査請求に係る監査結果

第1 請求のあった日

令和2年10月1日

第2 請求人

仙台市青葉区中央4-3-28 朝市ビル4階

仙台市民オンブズマン 代表 畠山 裕太

第3 措置請求の内容

できる限り措置請求書の原文に即して記載する。

1 請求の趣旨

宮城県が2020年8月に株式会社日本総合研究所との間で委託費を3624万5000円として締結した「仙台医療センター跡地における県有施設の再編に向けた基本構想策定支援業務」に関する業務委託契約（以下「本件業務委託契約」という。）は、公金の無駄使い以外の何ものでもなく、そのような業務委託契約に基づく公金の支出は違法かつ不当であるから、本件業務委託契約の解除、本件業務委託契約に基づく既払金の返還請求、未払金の支出差止請求、宮城県知事その他関係者に対する損害賠償請求その他適切かつ必要な措置を講ずるよう勧告することを求める。

2 請求の理由

(1) はじめに

本監査請求は、宮城県美術館の移転の是非を問題とするものではなく、宮城県美術館を現地改修するか仙台医療センター跡地に集約・複合化するかについての方針決定と方針決定後の基本構想の策定という業務の支援を3624万5000円もの委託費を支払って株式会社日本総合研究所に委託することが違法かつ不当であることを問うものである。

(2) 宮城県美術館リニューアル基本方針の策定

イ 宮城県は、有識者による懇話会や、アンケート、関係者からのヒヤリング、パブリックコメント等によって各方面から意見を得た上で、2017年3月に「宮城県美術館リニューアル基本構想」（以下「リニューアル基本構想」という。）を策定した。基本構想では、自然環境に恵まれた良好な立地環境と合理性のある建築設計である現有施設を活かして既存建物の改修を行うという基本的な考え方が示された。

ロ リニューアル基本構想に基づいて、リニューアルに係わる施設整備や管理・運営等の基本的方針を明らかにする「宮城県美術館リニューアル基本方針」（以下「リニューアル基本方針」という。）を策定するため、広く専門的な意見を聴取する「宮城県美術館リニューアル基本方針策定検討会議」（以下「リニューアル検討会議」

という。)が開催されることとなった。

ハ 宮城県は、2018年3月、リニューアル基本方針を策定した。

リニューアル基本方針では、「施設改修の基本方針」について、「美術館が現在もっている財産・資源を最大限に有効活用します。自然環境に恵まれた良好な立地環境と、合理性・耐久性に優れた美しい建築物を大切にしながら改修します。」「当美術館は、広瀬川や青葉山など豊かな自然に囲まれた地区に位置し、『杜の都仙台』を象徴する環境に包まれています。」「当美術館は、国立西洋美術館（平成28年7月に世界文化遺産に登録）を設計した建築家ル・コルビュジェに師事し、日本を代表する建築家の一人である故前川國男氏の設計によるものであり、美術館として高い合理性を有し、国土交通省の公共建築百選にも選ばれています。外観、中庭、エントランスホール、展示室、創作室など建物の空間構成の本幹となる部分は、既存を残しながら改修します。」などとされていた。

ニ 宮城県は、リニューアル基本構想策定後、宮城県美術館の現地存続を前提として、以下のとおりの改修工事を実施している。

- ① 2017年6月 記念館空調設備改修工事 3億4085万円
- ② 2018年9月 屋根防水改修工事 7073万1000円

(3) 県有施設等の再編に関する基本方針の策定

イ 宮城県は、「震災復興計画の終了後を見据え、老朽化が進む県関係施設の再編整備や公有地の効果的な活用方策について、所管部局を横断した総合的な検討を行うに当たり、広く有権者からの意見聴取を行う」ことを目的として、県有施設再編等の在り方検討懇話会（以下「懇話会」という。）を開催することとし、2019年5月20日、第1回懇話会を開催した。

ロ 宮城県は、2019年11月18日に開催された第4回懇話会に対し、美術館と県民会館の移転・集約案を提出した。そして、同年12月12日に開催された第5回懇話会に対し、「県有施設等の再編に関する基本方針（中間案）」を提出した。

上記中間案では、宮城県美術館を仙台医療センター跡地に移転することとし、宮城県県民会館及び宮城県民間非営利活動プラザと集約・複合化するとの方針案が示された。

ハ 村井知事は、2019年11月25日の定例記者会見において、「これは有識者懇話会の中で、そのような案を出したということです。美術館につきましては、聞いたところリニューアルに相当な経費がかかります。非常にしっかりとした建物ですけれども、築30年以上たちましてリニューアルするだけでも50億円以上のお金がかかるという見積もりでした。そのようなことを受けて、今後集約し、見ていただくことを考え、併せて県民会館、美術館共に芸術を扱う観点から非常に親和性が高い、2000人規模のホールと美術館の集約は地域の文化振興にもつな

がるという取りまとめになったと報告を受けています。」、「まずは議員の皆さまの意見を聞きながら、この方向で良いということになりましたら、新たな場所での計画を立てていくことになります。」、「仙台駅を中心に西と東でバランスよく人が流れるような形に持っていくのは、仙台市にとっても必ずしもマイナスなことではないと思います。」などと発言している。

二 宮城県は、2020年2月20日に開催された第6回懇話会に対し、「県有施設等の再編に関する基本方針（最終）」を提出した。

上記最終案では、「宮城県美術館については、仙台医療センター跡地（仙台市宮城野区）において、宮城県民会館及び宮城県民間非営利活動プラザと集約・複合化する方向で更に検討を進める。」との方針が示され、懇話会の構成員からは、3つの施設を仙台医療センター跡地において集約・複合化すること自体については異論は出されなかった。

（4）本件業務委託契約の締結

宮城県は、2020年6月9日、「仙台医療センター跡地における県有施設の再編に向けた基本構想策定支援業務」を委託する業者の募集を開始し、2020年7月、株式会社日本総合研究所が業務委託候補者に選定され、同年8月、宮城県と株式会社日本総合研究所との間で、委託費を3624万5000円とする本件業務委託契約を締結した。

（5）本件業務委託契約における業務の内容

本件業務委託契約における業務の内容は、【方向性1】（美術館の現地改修と県民会館及びNPOプラザの移転新築をそれぞれ実施）と【方向性2】（対象施設の集約・複合化による移転新築を実施）のメリット・デメリットを多角的に分析し、施設整備の方向性を整理した上で、宮城県民会館、宮城県民間非営利活動プラザ及び宮城県美術館の集約・複合化に向けた検討を進めるに当たり、機能、規模、立地条件等を調査及び検討し、基本構想策定を支援する、というものである。

（6）本件業務委託契約が違法かつ不当であること

イ 現地改修か集約・複合化かの検討を委託する必要性がないこと

「宮城県美術館については、仙台医療センター跡地（仙台市宮城野区）において、宮城県民会館及び宮城県民間非営利活動プラザ（みやぎNPOプラザ）と集約・複合化する方向で更に検討を進める。」という再編基本方針の結論は、6回もの懇話会を開催して、専門家が慎重に審議して採択した結論であって、現時点において、現地改修か集約・複合化かについて改めて検討する必要はないはずである。

仮に検討する必要があるとしても、宮城県美術館の現地改修については、リニュー

一 アル基本方針が存在し、集約・複合化については再編基本方針が存在するのであるから、いずれを採用すべきかは、2つの基本方針を踏まえて、広く県民の意見を聞きつつ、県民の代表者で構成される県議会において、決することは十分に可能であり、3624万5000円もの費用を支払って株式会社日本総合研究所に委託する理由も必要もない。

ロ 「基本構想の作成支援」が無意味となる可能性があること

基本構想の作成の前提として、宮城県美術館を現地改修するのか、それとも集約・複合化するのかを決定する必要があるが、仮に株式会社日本総合研究所において、現地改修が妥当であるとの結論を出した上で、現地改修を前提として、基本構想を作成したとしても、後日、県議会が集約・複合化を選択した場合には、株式会社日本総合研究所が作成した基本構想は全く意味のないものとなり、株式会社日本総合研究所に支払う委託費3624万5000円はまったく無駄な支出となってしまう。

まずは、現地改修か集約・複合化かを確定し、その後、基本構想の作成に着手すべきであり、現地改修か集約・複合化かが確定していない現時点で、3624万5000円もの委託費を支払って基本構想の作成を依頼することは税金の無駄使いとなってしまう可能性がある。

ハ 本件業務委託契約の真の目的が集約・複合化の推進にあること

宮城県の「県有施設等の再編に関する基本方針（中間案）」に対しては、県内外から、宮城県美術館の現地存続を求める声が多数寄せられ、現地存続を求める市民運動が盛り上がりを見せ、県議会においても、異論が出たことから、このまま集約・複合化を推進することは難しい情勢となった。

そこで、何としても仙台医療センター跡地での集約・複合化を推進したい村井知事は、集約・複合化に対するお墨付きを獲得するために、本来、必要もない本件業務委託契約を締結するに至ったのである。

そのことは、宮城県が業務仕様書において提示した「仙台医療センター跡地における県有施設の再編に向けた基本構想構成案」の内容が、宮城県美術館の歴史的・文化的・芸術的な意義・価値を十分に考慮・検討するようなものとはなっておらず、株式会社日本総合研究所が出す結論が、経済効率を最優先する宮城県策定の再編基本方針に即して仙台医療センター跡地での集約・複合化となる可能性が極めて高いことから明らかである。仙台医療センター跡地での集約・複合化という結論ありきの業務委託というほかない。

ニ 以上のとおり、本件業務委託契約は、不必要かつ無意味なものであり、しかも不当な目的のために締結されたものであるから、違法かつ不当なものである。

(7) よって、本件業務委託契約の解除、本件業務委託契約に基づく既払金の返還請求、

未払金の支出差止請求，宮城県知事その他関係者に対する損害賠償請求その他適切かつ必要な措置を講ずるよう勧告することを求める。

3 添付資料

- 資料1 宮城県美術館リニューアル基本構想
- 資料2 宮城県美術館リニューアル基本方針
- 資料3 美術館移転に関する宮城県の見解，補助金，都市計画図上の制約条件などの項目を整理
- 資料4 美術館工事実績一覧表
- 資料5 県有施設等の再編方針について
- 資料6 県有施設等の再編に関する基本方針（中間案）
- 資料7 宮城県知事定例記者会見（2019年11月25日）
- 資料8 県有施設等の再編に関する基本方針（最終案）
- 資料9 業務仕様書
- 資料10 企画提案募集要領

第4 請求の受理

本件監査請求は，地方自治法第242条第1項及び第2項で定める所定の要件を具備しているものと認め，これを受理した。

第5 監査の実施

1 監査の対象事項

監査の対象事項は，県が令和2年8月に締結した「仙台医療センター跡地における県有施設の再編に向けた基本構想策定支援業務」に関する業務委託契約とした。

2 監査対象箇所

震災復興・企画部震災復興政策課を監査対象箇所とした。

3 請求人による証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第7項の規定に基づき令和2年10月27日に実施した請求人による証拠の提出及び陳述において，証拠及び意見陳述書の追加提出があり，措置請求を補足する陳述が行われた。以下に，できる限り意見陳述書の原文に即して記載する。

(1) 意見陳述 (1)

イ 「県有施設等の再編に関する基本方針（最終）」

宮城県は，「震災復興計画の終了後を見据え，老朽化が進む県関係施設の再編整

備や公有地の効果的な活用方策について、所管部局を横断した総合的な検討を行うに当たり、広く有識者から意見聴取を行う」ことを目的として、県有施設再編等の在り方検討懇話会（以下「懇話会」という。）を6回にわたって開催された。

懇話会は、コンサルタント会社である日本工営株式会社に業務委託して作成させた「集約・複合化案」について検討を重ね、2020年2月20日開催の第6回懇話会において、全員一致で、「宮城県美術館については、仙台医療センター跡地（仙台市宮城野区）において、宮城県民会館及び宮城県民間非営利活動プラザと集約・複合化する方向で更に検討を進める。」という「基本方針（最終）」を承認した。

村井知事は、2019年11月18日開催の第4回懇話会において、仙台医療センター跡地に宮城県民会館と宮城県美術館、そして、みやぎNPOプラザを集約するという案が承認されたことを踏まえ、同月25日の定例記者会見において、「これは有識者懇話会の中で、このような案を出したということです。美術館につきましても、聞いたところリニューアルに相当な経費がかかります。非常にしっかりとした建物ですけれども、築30年以上たちましてリニューアルするだけでも50億円以上のお金がかかるという見積もりでした。このようなことを受けて、今後集約し、見ていただくことを考え、併せて県民会館、美術館共に芸術を扱う観点から非常に親和性が高い、2000人規模のホールと美術館の集約は地域の文化振興にもつながるという取りまとめになったと報告を受けています。」「まずは議員の皆さまの意見を聞きながら、この方向でよいということになりましたら、新たな場所での計画を立てていくこととなります。」と発言していた。

□ 株式会社日本総合研究所との業務委託契約の締結

村井知事の「まずは議員の皆さまの意見を聞きながら、この方向でよいということになりましたら、新たな場所での計画を立てていくこととなります。」という発言があり、「基本方針（最終）」が懇話会構成員の全員一致で承認されたのであるから、村井知事は、県議会に対し、仙台医療センター跡地において、宮城県民会館、宮城県民間非営利活動プラザ、及び宮城県美術館を集約・複合化するという方針でよいかどうか諮ることになると思われた。

ところが、宮城県は、2020年8月13日、株式会社日本総合研究所との間で、業務委託料を3624万5000円とする「仙台医療センター跡地における県有施設の再編に向けた基本構想策定支援業務」に関する業務委託契約（以下「本件業務委託契約」という。）を締結した。

本件業務委託契約における業務の内容は、①対象施設に係わる施設整備の方向性の整理、②基本構想の作成支援、③庁内ワーキンググループの開催運営支援、④PPP・PFI検討調書の作成支援業務であり、「対象施設に係わる施設整備の方向性の整理」の具体的内容は、方向性1（美術館の現地改修と県民会館及びNPOプラザの移転新築をそれぞれ実施）と方向性2（対象施設の集約・複合化による移

転新築を実施)のメリット・デメリットを分析することである。

ハ 本件業務委託契約を締結する必要がないこと

すでに述べたとおり、懇話会が、コンサルタント会社である日本工営株式会社に業務委託して作成させた「集約・複合化案」について検討を重ね、2020年2月20日開催の第6回懇話会において、全員一致で、「宮城県美術館については、仙台医療センター跡地(仙台市宮城野区)において、宮城県民会館及び宮城県民間非営利活動プラザと集約・複合化する方向で更に検討を進める。」という「基本方針(最終)」を承認したのであるから、宮城県は、まずは、「基本方針(最終)」で示された「宮城県美術館については、仙台医療センター跡地(仙台市宮城野区)において、宮城県民会館及び宮城県民間非営利活動プラザと集約・複合化する方向」でよいか否かを県議会に諮り、その承認を受けた上で、次の段階に進むという手順をとるべきであった。

それをすることなく、3624万5000円もの業務委託料を支払って、株式会社日本総合研究所に方向性1と方向性2のメリット・デメリットの分析を業務委託することは、事態がより一層混乱することになりかねない。

すなわち、仮に株式会社日本総合研究所が、「基本方針(最終)」で採用された方向性2ではなく、方向性1を採用するべきであるという結論を出した場合には、日本工営株式会社の「集約・複合化案」に基づいて策定された「基本方針(最終)」が採用した方向性2にするのか、株式会社日本総合研究所が採用するべきとした方向性1にするのか、收拾がつかない事態が発生することになる。

他方、仮に株式会社日本総合研究所が、「基本方針(最終)」で採用された方向性2を採用するべきであるとした場合には、結果的に、本件業務委託契約は必要なかったということになり、日本工営株式会社と株式会社日本総合研究所に業務委託料を二重に支払ったという税金の無駄遣いが招来されることになる。なお、日本でも有数の2つのコンサルタント会社が真逆の方針を採用することは考え難いから、株式会社日本総合研究所は、日本工営株式会社と同様、方向性2を採用することになる可能性が極めて高い。

それらの事態を回避するためには、まずは、在り方懇話会が全員一致で承認した「基本方針(最終)」で採用された方向性2でよいのか否かを県議会に諮り、方向性を確定した上で、次の段階に進むのが合理的であり、本件業務委託契約を締結することは不必要であるばかりか、有害であるといわなければならない。

ニ 方向性1と方向性2を比較検討するという業務内容が不合理・不適切であること

宮城県美術館リニューアル基本方針策定検討会議構成員有志は、方向性1と方向性2を比較検討することは間違いであると指摘している。

すなわち、構成員有志は、「これからの宮城県美術館の理想的なモデルとして提

言され、具体化に向けてさらに実施プランが検討されるはずの『リニューアル基本方針』が、そのまま硬直した形で、不適切な比較の対象にされようとしていることを危惧するものです。移転計画発表以前に、現地存続を了解事項として策定された『リニューアル基本方針』は、別案と競うことを想定したのではなく、次のステップである実施プランへの展開を前提としています。比較のためにこれから検討される移転新築プランと、実施プランへのさらなる展開を前提とした『リニューアル基本方針』は、策定の条件も目的も異なっています。従ってこの両案を比較することが、移転新築と現地改修を正しく比較することにはなりません。」と指摘する。

まさに正鵠を得た指摘であり、方向性1と方向性2のメリット・デメリットを分析するという本件業務委託契約の業務内容は、不合理・不適切なものであり、そのような不合理・不適切な業務内容を目的とする本件業務委託契約に税金を支出することは税金の無駄遣いというほかない。

ホ 「対象施設に係わる施設整備の方向性の整理」が先決問題であること

本件業務委託契約は、「基本構想の作成支援」も業務内容とするが、「基本構想の作成支援」の検討に当たっては、「対象施設に係わる施設整備の方向性の整理」、すなわち、方向性1を採用するのか、それとも方向性2を採用するのか、さらには、最近になって村井知事が突如言い出した「新たに宮城県美術館の現施設を増築せずに改修のみを行う」という方向性3を採用するのかが、先決問題となる。

宮城県が、先決問題となる方向性を確定しないまま、株式会社日本総合研究所が、仮に方向性2を採用するべきであるとして、方向性2を前提として基本構想の作成業務を行ったとしても、後に、宮城県が方向性2とは異なる方向性を採用することになった場合には、方向性2を採用することを前提とする株式会社日本総合研究所が作成した基本構想は全く意味のないものとなり、株式会社日本総合研究所に支払う委託費3624万5000円はまったく無駄な支出となってしまふ。

基本構想の中身がある程度わからなければ、どの方向性がよいかの判断は困難であるとの意見もあると思われるが、株式会社日本総合研究所は、いずれかの方向性を採用することを前提として、基本構想の作成業務を行うのであり、すべての方向性について、それを前提とする基本構想の作成業務を行うものではない。

したがって、すでに述べたとおり、まずは、「基本方針（最終）」で採用された方向性2でよいのか否かを県議会に諮り、方向性を確定した上で、次の段階に進むべきであり、先決問題である方向性が未確定な段階で、3624万5000円もの委託費を支払って基本構想の作成を依頼することは税金の無駄遣いとなってしまふ可能性がある。

ヘ 本件業務委託契約の真の目的は何か

仙台医療センター跡地（仙台市宮城野区）において、宮城県民会館、宮城県民間非営利活動プラザ、及び宮城県美術館を集約・複合化するという宮城県の方針に対

しては、県内外から、宮城県美術館の現地存続を求める声が多数寄せられ、現地存続を求める市民運動が盛り上がりを見せ、県議会においても、異論が出た。

そこで、基本方針（中間案）では、「宮城県美術館については、仙台医療センター跡地（仙台市宮城野区）において、宮城県民会館及び宮城県民間非営利活動プラザと集約・複合化する」という確定的表現であったが、基本方針（最終）では、「集約・複合化する方向で更に検討する」という表現に改められた。

表現は改められたものの、宮城県が、宮城県民会館及び宮城県民間非営利活動プラザと集約・複合化する方針であることには何ら変わりないというべきである。

それにもかかわらず、これまで述べたとおり、不必要であるばかりか、不合理で、有害な本件業務委託契約が、なぜ、締結されたのであろうか。

何としても仙台医療センター跡地での集約・複合化を推進したい村井知事は、集約・複合化に対するお墨付きを獲得するために、本来、必要のない本件業務委託契約を締結するに至ったと考えるほかない。

仙台医療センター跡地での集約・複合化という結論ありきの業務委託契約であり、税金の無駄遣いであることは明らかである。

ト 結論

仙台市民オンブズマンとしては、宮城県美術館の移転問題について、県民に対して開かれた議論を行い、熟慮することに何ら反対するものではない。

問題は、宮城県があまりにも杜撰で、税金を無駄遣いする政策形成の手續・手法である。

美術館関係者等が英知を結集し、建築設計事務所に数千万円もの費用を支払って策定された現地改修を内容とする「宮城県美術館リニューアル基本方針」が存在するにもかかわらず、なぜ、日本工営株式会社に業務委託して作成させた集約・複合化案に基づいて基本方針（最終）が策定されることになったのか。

集約・複合化を内容とする基本方針（最終）が策定されたにもかかわらず、なぜ、株式会社日本総合研究所に対し、3624万5000円もの業務委託料を支払って、宮城県美術館の現地改修を内容とする方向性1と集約・複合化を内容とする方向性2を比較検討することを業務委託しなければならないのか。しかも、業務委託の内容は、あまりにも不合理かつ不適切なものである。

宮城県が、「宮城県美術館リニューアル基本方針」、基本方針（最終）、及び本件業務委託契約のために、コンサルタント会社に支払った報酬全額は、合計で1億円ちかい金額となる。宮城県が政策を形成する過程で、コンサルタント等に業務委託することを全否定するものではないが、本件に関する限りは、あまりに行き当たりぱったりの杜撰な政策形成の手續・手法による途方もない税金の無駄遣いというほかない。

よって、請求人は、宮城県監査委員に対し、宮城県、ひいては宮城県民の損害を

回復するための適切な措置を強く求める。

(2) 意見陳述 (2) (業務委託の内容に問題があることについて)

イ 業務仕様書の検討事項 8, (2), イ, (イ)

本件業務委託では、方向性 1 (現地改修) と方向性 2 (移転・集約) のそれぞれの施設整備の方向性について、メリット・デメリットを分析することとなっている。

検討事項に「美術館の機能・価値等」が挙げられておりその中で、①本来の機能、②関連機能、③ユーザーフレンドリー、④施設の価値を分析することとなっている (業務仕様書 5 頁)。

ロ 比較検討不可である

上記について方向性 1 (現地改修) と方向性 2 (移転・集約) を比較検討するには、それぞれが具体的な提案であることが前提となる。しかし、方向性 2 には、現時点において、具体的なプランは何もない。

従って、現在の宮城県美術館と移転・集約先について比較・検討することはおよそできず、方向性 2 については、「現在の宮城県美術館のコンセプトを受け継いだものにする」ことを前提とし、「差がない」とするしかできないであろう。

かかる分析に意味はない。無意味な分析しかできないような業務委託を発注する必要性は皆無であった。

ハ 特に④について

施設の価値として「教育・文化的な価値、歴史・文化的な価値、周辺環境との調和など」を分析することとなっている。

現在の宮城県美術館について、上記について指摘することはできよう。

しかし、方向性 2 については、これは皆無であり、比較検討はおよそ不可能である。

従って、分析の対象としていないに等しい。

万一、方向性 2 について、現時点で具体的な価値を見いだすとすれば、それは「新しい」ということに尽きる。「新しい」が現在の宮城県美術館の価値に勝るか否かは、コンサルタントが序列をつける問題ではない。

美術館にとって、教育・文化的な価値、歴史・文化的な価値、周辺環境との調和など上記価値は非常に重要なものであると思われるところ、それが比較検討できないのであるから、本件業務委託は、およそ不必要であったと言わざるをえない。

別紙 (業務仕様書の 5 頁)

なお、施設整備の方向性は業務の進捗に応じて、適宜発注者と協議の上、検討を進めることとする。

【方向性 1】美術館の現地改修と県民会館及び N P O プラザの移転新築をそれぞ

れ実施

【方向性2】対象施設の集約・複合化による移転新築を実施

イ メリット・デメリットの分析

それぞれの施設整備の方向性について、次の例示項目を参考にメリット・デメリットを分析すること。

なお、分析に当たっては、網羅的かつ客観性の高い検討を行うとともに、一般県民等にとって分かりやすく丁寧な説明になるよう配慮すること。

(イ) 美術館の機能・価値等

① 本来的機能

展示機能，収集・保管機能，教育普及機能，調査研究機能など

② 関連機能（情報発信，憩いとコミュニケーション等）

情報・交流ラウンジ，県民ギャラリー，レストラン，ミュージアムショップなど

③ ユーザーフレンドリー

バリアフリー，ユニバーサルデザインなど

④ 施設の価値

教育・文化的な価値，歴史・文化的な価値，周辺環境との調和など

(ロ) 現敷地と移転候補地の地理的条件

① 都市計画・立地環境

仙台市の都市計画との整合性，周辺施設の配置状況，景観，騒音，周辺施設との連携，利用者の動きなど

② 交通・アクセス

アクセス環境（鉄道・バス・自家用車等），道路の渋滞状況など

③ 安全性

災害（地震・水害・土砂災害等）に対する安全性，美術品の借用への影響，美術品の保存など

(ハ) 経済合理性

① 現地改修と移転新築について施設のライフサイクルコストの比較

建設コスト，保全コスト（維持管理，修繕・改善），運営コスト，資金調達など

※ 現地改修については，現敷地の構造的な条件等に由来する美術館を将来的に建替する上で要求される建築工法等による整備コスト，工事期間中の美術品の仮保管や運搬に係るコスト等も考慮すること。また，移転新築については，整備候補地周辺の地質的な条件に由来する美術館を建設する上で要求される耐震設備等の整備コスト，美術品の運搬や各種彫刻の移設に係るコストを考慮すること。

② 経済効果

収入見込（入場者数等）、周辺地域への波及効果など

(3) 意見陳述 (3) 「仙台医療センター跡地における県有施設の再編に向けた基本構想策定支援業務」の委託は何故必要となったのか

「施設の移転集約化」に必要な事業費のうち、国は90%まで「公共施設等適正管理推進事業債」で賄うことを認め、その元利償還金の半分を地方交付税で賄う措置を取っている。宮城県は、それに飛びつき「どのような施設を作るべきかという施設構想」を抜きにして、「3施設の移転集約化」を県の基本方針として決定した。その結果、基本構想支援業務の発注が必要となった。

本来なら順序は逆である。美術館のリニューアルは、財源も大事だが、基本構想が十分検討されてプラン化されるべきである。地方自治体が、まだ十分に練られていない不要不急な事業を実施するのは、目の前に「事業費の補助」という餌を吊るされ、使わなければ損だと思いつくことから始まるもので、お定まりのコースでもある。

この事業は、すでに一度「日本工営株式会社」という建設コンサルタントが、「県有施設再編等基本構想」の調査検討を委託されて10施設の集約・複合化の案を検討していた。その検討結果を適宜まとめて、震災復興政策課は「県有施設再編等の在り方検討懇話会」に資料として提出していた。

「県有施設等の再編に関する基本方針（最終案）」の内容は、日本工営株式会社がまとめた複合化案A・Bを下敷きになっている。

「懇話会」は、仙台医療センター跡地に3施設を集約・移転させることを基本方針としたが、「施設の構想」は日本工営株式会社がすでにある程度策定している。担当課の「震災復興・企画部震災復興政策課」には構想を練るために必要な能力が十二分には備わっていないかもしれないが、「施設の構想」を作成するために2度も支援を受ける必要はない。

業務委託契約を再度必要とした理由は、日本工営株式会社という民間コンサルタントに依頼し、その内容を「有識者」を集めた「懇話会」を利用して権威付けしたにもかかわらず、県民の支持を十分得られなかったからに他ならない。

今回の業務委託に関する「基本仕様書」に書かれた「業務の目的」や「業務の内容」を見れば、3施設の移転新設という基本方針を選択したことが間違いではなかったと市民に納得させようという目的で、業務委託をしていることが明らかである。

業務仕様書に記載された業務内容は次のようになっている。

第1に「対象施設に係る施設整備の方向性の整理」が業務の最初で、業務スケジュールでは10月までに終了することになっている。

整理業務の進め方として

- ① 「県民等との対話の場」を設定すること
- ② メリット・デメリットについては「機能・価値、地理的条件、経済合理性等の観点からの多角的分析」を行い整理すること

とされ、分析項目等については細かく例示されている。

そもそも分析項目が整理されていれば、宮城県（担当課）自身が行うべき作業はあらかた終了していると言っても良い。

すなわち、この分析項目の例示は、宮城県が日本工営株式会社の報告等ですでに検討を加えており、その結果「移転集約化」の結論を出したことを示している（但し、県民の意見を聞くことなしに）。それを改めて再度民間コンサルタントに検討整理させるのは明らかに不自然であり、別の目的があると言わなければならない。

第2が基本構想の作成支援である。

どちらの方向性をとるにしても、集約・複合化施設となるので、「仙台医療センター跡地における県有施設の再編に向けた基本構想」の策定に向けて、記載事項の調査及び検討を行い、基本構想の作成を支援するという業務内容とされている。

しかし、美術館の現地改修という方向性をとった場合と3施設の新規建設という方向性をとった場合とでは、第2の作業量が相当異なるはずだが、業務委託契約の金額にそのことは反映されていない。

3施設の移転新設が宮城県の既定方針であること、第1の方向性の整理という業務委託は、民間業者が検討して整理しても3施設集約化の方向に間違いが無かったと報告させて今年2月20日に決定した「懇話会」の基本方針を県民に納得させようとするものだからである。すなわち、本件業務委託は、すでに出している方針決定に対する県民の批判を逸らしたいためだけに行われた無駄遣いなのである。

最近の公務員の仕事は、「企画と予算を決定するだけ、実務作業は全て民間に委託する」というものに変化してしまっている。コロナ騒ぎで問題となった持続化給付金等の支給事業等がその典型であるが、公務員が決定したはずの企画自体が実質的には委託先業者の持込で、公務員は権限を利用され、あるいは互いに利用する関係に堕してしまっている。地方公共団体も、「補助金」や「地方交付税」という餌に釣られ、国に操られて、ただでも少ない自主財源を国の方針に従った用途につぎ込む結果になっている。国の覚えめでたいことを目指すよりも、県民一人一人に向き合った行政施策の実施を望むものである。

(4) 添付資料

資料 1 1 第 1 回県有施設再編等の在り方検討懇話会議事録

資料 1 2 第 2 回県有施設再編等の在り方検討懇話会議事録

- 資料 1 3 第 3 回県有施設再編等の在り方検討懇話会議事録
- 資料 1 4 第 4 回県有施設再編等の在り方検討懇話会議事録
- 資料 1 5 第 5 回県有施設再編等の在り方検討懇話会議事録
- 資料 1 6 第 6 回県有施設再編等の在り方検討懇話会議事録
- 資料 1 7 日本工営株式会社会社概要
- 資料 1 8 仙台医療センター跡地における再編案
- 資料 1 9 「仙台医療センター跡地における県有施設の再編に向けた基本構想策定支援業務」委託契約書
- 資料 2 0 「仙台医療センター跡地における県有施設の再編に向けた基本構想策定支援業務」業務仕様書

(5) なお、意見陳述の際、本件業務委託契約に基づく公金の支出が違法であると主張する根拠法令について確認したところ、翌日、請求人からファクシミリで回答が寄せられた。以下に、できる限り原文に即して記載する。

昨日の意見陳述の際、監査委員からお尋ねがあった、本件業務委託契約に基づく公金の支出が違法であるとする根拠条文ですが、地方財政法 4 条 1 項と地方自治法 2 条 1 4 項です。地方財政法 4 条 1 項は、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定します。地方自治法 2 条 1 4 項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定します。本件業務委託契約を締結する必要性がなく、その内容も不合理なものであるとすれば、本件業務委託契約に基づく公金の支出は、必要のない不合理な支出であり、公金を「その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」とする地方財政法 4 条 1 項と「最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」とする地方自治法 2 条 1 4 項に違反して、違法ということになります。

第 6 監査の結果

震災復興・企画部職員からの聴き取り及び関係書類調査の結果、次の事項を確認した。

- 1 「第 3 2 請求の理由」のうち、「(6) 本件業務委託契約が違法かつ不当であること」の「イ 現地改修か集約・複合化かの検討を委託する必要性がないこと」について(質問)
 - ① 請求人は、「宮城県美術館については、仙台医療センター跡地(仙台市宮城野区)

において、宮城県民会館及び宮城県民間非営利活動プラザ（みやぎNPOプラザ）と集約・複合化する方向で更に検討を進める。」という再編基本方針の結論は、6回目の懇話会を開催して、専門家が慎重に採択した結論であって、現時点において、現地改修か集約・複合化かについて改めて検討する必要はないはずである」と主張していますが、このことについてどう考えますか。

（回答）

「県有施設等の再編に関する基本方針」の中間案に対する要望やパブリックコメントでは、美術館の移転・集約に関して、下記のような反対又は慎重な対応を求める御意見を多数いただいた。

- ・「宮城県美術館リニューアル基本方針」からの方針転換への疑問」や「美術館の専門家、関係者からの意見聴取が不十分である」といった、再編案の発表が拙速、唐突だという、議論の手続きやプロセスに関する意見

- ・「前川國男建築の価値」や「周囲の自然や関連施設、交通アクセス等の環境が優れている」といった、現在の美術館の経緯、立地環境、文化的価値を尊重すべきという意見

- ・「移転した場合のコストを含め、美術館をリニューアルする場合との比較がなされていない」や「集約による相乗効果の中身が具体的に示されていない」といった、再編案の具体的な内容や、財政面でのメリットが見えにくいという意見

- ・「長町—利府線断層帯に近接していること」や「騒音、交通渋滞等への懸念」といった移転先候補地（仙台医療センター跡地）の条件、環境等に関する意見

こうした意見に真摯に対応するためには、県有施設等について再編の検討が必要な理由の更なる説明、美術館の現地改修と移転新築の具体的なメリット・デメリットの提示、そして議論の積み重ねが必要であるため、「県有施設等の再編に関する基本方針」では、美術館の整備については、更に時間をかけて、現地改修と移転新築のメリット・デメリットについて整理し、判断することにしたものである。

なお、請求人は、「専門家が慎重に採択した結論」と述べているが、懇話会は、有識者から意見を聴取する場であり、その構成員が「採択」した事実はない。

また、請求人は「現地改修か集約・複合化かについて改めて検討する必要はない」と述べているが、上記のとおり、そもそも、県において、美術館については、現地改修と集約・複合化のいずれとするか判断しておらず、「改めて検討する」との指摘は当たらない。

（質問）

- ② 請求人は、「宮城県美術館の現地改修については、リニューアル基本方針が存在し、集約・複合化については再編基本方針が存在するのであるから、いずれを採用すべきかは、2つの基本方針を踏まえて、広く県民の意見を聞きつつ、県民の代表者で構

成される県議会において、決することは十分に可能であり、3624万5000円もの費用を支払って株式会社日本総合研究所に委託する理由も必要もない。」と主張していますが、このことについてどう考えますか。

(回答)

現時点においては、美術館について、現地改修する場合の具体的内容が、「宮城県美術館リニューアル基本方針」において示されているのに対し、「県有施設等の再編に関する基本方針」は、検討対象施設の今後の再編の進め方の方針を示しているにすぎないことから、仙台医療センター跡地に整備する集約・複合化施設の新施設像を示すものはない。

このことから、県議会において、美術館の現地改修と移転新築の両案について、適切に審議していただくためには、仙台医療センター跡地に整備する集約・複合化施設についても、新施設像、特に美術館の規模、機能等を明らかにする必要があり、これは県民に対する説明においても同様である。

美術館や県民会館といった文化・芸術施設について、新施設像の立案・提示に加えて、美術館の機能・価値等、現敷地と移転候補地の地理的条件、経済合理性、文化芸術の振興といった様々な観点からの客観的なメリット・デメリットの整理や詳細な基本構想の策定等の業務には、高度な専門知識を有し、かつ同様の事業についてノウハウのある事業者の支援を得る必要があると判断し、公募型プロポーザル方式により受託者を選定し、委託したものである。

なお、本件業務委託契約に要する経費を含む令和2年度宮城県一般会計予算については、令和2年2月定例県議会において、審議の上、議決されている。

また、契約に係る手続きについても、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、財務規則（昭和39年宮城県規則第7号）等関係規定に則り、適正に実施している。

2 「第3 2 請求の理由」のうち、「(6) 本件業務委託契約が違法かつ不当であること」の「ロ 「基本構想の作成支援」が無意味になる可能性があること」について

(質問)

- ① 請求人は、「基本構想の作成の前提として、宮城県美術館を現地改修するのか、それとも集約・複合化するのかを決定する必要があるが、仮に株式会社日本総合研究所において、現地改修が妥当であるとの結論を出した上で、現地改修を前提として、基本構想を作成したとしても、後日、県議会が集約・複合化を選択した場合には、株式会社日本総合研究所が作成した基本構想は全く意味のないものとなり、株式会社日本総合研究所に支払う委託費3624万5000円はまったく無駄な支出となってしまう。」と主張していますが、このことについてどう考えますか。
- ② 請求人は、「まずは、現地改修か集約・複合化かを確定し、その後に、基本構想の

作成に着手するべきであり、現地改修か集約・複合化かが確定していない現時点で、3624万5000円もの委託費を支払って基本構想の作成を依頼することは税金の無駄使いとなってしまう可能性がある。」と主張していますが、このことについてどう考えますか。

(回答)

支出が伴う県の全ての事業は、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、予算について議会の議決を受ける必要がある。

本業務委託契約は、令和2年2月定例県議会において、審議の上、可決された令和2年度宮城県一般会計予算に基づき実施しているものである。

また、本業務委託契約の成果に基づき、来年度、支出を伴う事業を実施する場合も、予算について県議会に諮り、その議決を受けることが必要であり、請求人の主張は、本件業務委託契約を違法又は不当とする理由にならない。

なお、本件においては、仙台医療センター跡地に整備する集約・複合化施設の新施設像の立案・提示に加えて、機能・価値等、現敷地と移転候補地の地理的条件、経済合理性、文化芸術の振興といった様々な観点から美術館の現地改修と移転新築について客観的にメリット・デメリットを整理することとしている。

これらを踏まえ、県としての整備の方向性を定め、県議会の皆様にお示しするとともに、その御理解を得た上で、美術館について現地改修と移転新築のいずれの方向性においても、基本構想の策定に進むこととしていることから、請求人の①、②の主張は当たらない。

また、請求人は「株式会社日本総合研究所において、現地改修が妥当であるとの結論を出した上で・・・」と述べているが、そもそも、美術館の整備の方向性は、県として判断するものであり、株式会社日本総合研究所が何らかの結論を出すことはない。

3 「第3 2 請求の理由」のうち、「(6) 本件業務委託契約が違法かつ不当であること」の「ハ 本件業務委託契約の真の目的が集約・複合化の推進にあること」について(質問)

- ① 請求人は、「何としても仙台医療センター跡地での集約・複合化を推進したい村井知事は、集約・複合化に対するお墨付きを獲得するために、本来、必要もない本件業務委託契約を締結するに至ったのである。そのことは、宮城県が業務仕様書において提示した「仙台医療センター跡地における県有施設の再編に向けた基本構想構成案」の内容が、宮城県美術館の歴史的・文化的・芸術的な意義・価値を十分に考慮・検討するようなものとはなっておらず、株式会社日本総合研究所が出す結論が、経済効率を最優先する宮城県策定の再編基本方針に即して仙台医療センター跡地での集約・複合化となる可能性が極めて高いことから明らかである。仙台医療センター跡地

での集約・複合化という結論ありきの業務委託というほかない。」と主張していますが、このことについてどう考えますか。

(回答)

県民の皆様からいただいた様々な御意見への対応や、県議会において美術館の現地改修と移転新築について適切に審議していただくためには、仙台医療センター跡地に整備する集約・複合化施設の新施設像を明らかにし、美術館の現地改修と移転新築のメリット・デメリットの整理結果をお示しすることが必要である。

このため、美術館については、教育・文化的な価値、歴史・文化的な価値、周辺環境との調和などのほか、都市計画・立地環境などの「現敷地と移転候補地の地理的条件」、現地改修と移転新築について施設のライフサイクルコストの比較などの「経済合理性」、「文化芸術の振興」といった専門的かつ多角的な観点からもメリット・デメリットの分析を行うとともに、美術や建築分野の有識者等の御意見もいただきながら、美術館の現地改修と移転新築の整備の方向性を判断することとしている。また、令和2年9月定例県議会における質疑において、知事が「現在の2つの案に加え、基本方針のコンセプト等を尊重しつつ、増築は行わない現地改修プランにつきましても、併せてメリット、デメリットを検討してまいりたい」と答弁していることから、請求人の「仙台医療センター跡地での集約・複合化となる可能性が極めて高いことから明らか」という主張は当たらず、「仙台医療センター跡地での(3施設の)集約・複合化という結論ありきの業務委託」との主張の根拠が不明である。

また、請求人は「宮城県が業務仕様書において提示した「仙台医療センター跡地における県有施設の再編に向けた基本構想構成案」の内容が、宮城県美術館の歴史的・文化的・芸術的な意義・価値を十分に考慮・検討するようなものとはなっておらず」と述べているが、同人が挙げている「構成案」の「2 対象施設の施設整備の方向性」においては、「(1)対象施設の個別整備と集約・複合化の比較」の項目を設けており、教育・文化的な価値、歴史・文化的な価値、周辺環境との調和、文化芸術の振興などについて分析した内容も、基本構想中に記載することとしている。

なお、基本構想構成案の4では「集約・複合化施設の整備計画」の項目を設けており、美術館について現地改修と移転新築のいずれの方向性になったとしても、①美術館は現地改修が適当と判断した場合は、県民会館とNPOプラザの2施設を集約・複合化した施設の整備計画、②美術館は移転新築が適当と判断した場合は、美術館、県民会館、NPOプラザの3施設を集約・複合化した施設の整備計画を記載することになる。

請求人は、「株式会社日本総合研究所が出す結論が、経済効率を最優先する宮城県策定の再編基本方針に即して仙台医療センター跡地での集約・複合化となる可能性が極めて高いことから明らか」とも述べているが、そもそも、美術館の整備の方向性は、業務仕様書「7 業務内容(1)対象施設に係る施設整備の方向性の整理」に

基づき受託者が整理した内容を参考にしながら、県として判断するものであり、株式会社日本総合研究所が何らかの結論を出すことはない。

4 「第3 2 請求の理由」のうち、「(6) 本件業務委託契約が違法かつ不当であること」の「二」について

(質問)

- ① 請求人は、「本件業務委託契約は、不必要かつ無意味なものであり、しかも不当な目的のために締結されたものであるから、違法かつ不当なものである。」と主張していますが、このことについてどう考えますか。

(回答)

1②への回答のとおり、美術館の整備手法が論点となっている状況において、美術館の現地改修と移転新築のどちらが適当か判断するには、美術館の現地改修と同様に、仙台医療センター跡地に整備する集約・複合化施設の新施設像を示し、美術館の現地改修と移転新築のメリット・デメリットを整理することで、両案を客観的に比較できるようにすることが不可欠であり、本件業務委託契約について、違法又は不当はない。

5 「第3 2 請求の理由」のうち、「(7)」について

(質問)

- ① 請求人は、「本件業務委託契約の解除、本件業務委託契約に基づく既払金の返還請求、未払金の支出差止請求、宮城県知事その他関係者に対する損害賠償請求その他適切かつ必要な措置を講ずるよう勧告することを求める。」と主張していますが、このことについてどう考えますか。

(回答)

4①への回答のとおり、本件業務委託契約に、違法又は不当な点はないことから、請求人の主張は失当である。

なお、現時点においては、本件業務委託契約に基づく支払いはない。

6 その他の請求人の主張に係る県からの主張について

(質問)

その他の請求人の主張において、県から主張するものはありますか。

(回答)

宮城県では、今後、老朽化した公共施設等の更新等に多額の経費が見込まれる一方、人口減少と財政規模の縮小が進むことを想定して、平成28年7月に「宮城県公共施設等総合管理方針」を定め、施設総量の適正化等の取組を計画的に進めていくこととした。

同方針では、美術館や県民会館等の文化・社会教育施設について、「建替えと長寿命化のコストを比較した上で、長寿命化すべき建物（大規模改修する建物）を選別」、「個別施設計画を策定し、各施設の必要性を精査し、施設の統廃合を進める」、「建替時期が到来した建物等については～他目的施設との合築等の方策を検討」などの管理に関する基本的な考えを示している。

「美術館リニューアル基本方針」は、「宮城県公共施設等総合管理方針」の策定後の、平成30年3月に策定されているが、同方針では、増築により、美術館を約3,000～3,400㎡拡張する方針が示されていた。

また、平成30年度からは、老朽化している県民会館の在り方についての検討も始まった。

以上のような状況において、「宮城県公共施設等総合管理方針」に基づき、県有施設について、計画的に更新等を行っていくためには、所管部局を横断した全庁的な検討が必要なことから、平成31年度に「県有施設再編等の在り方検討懇話会」を開催し、有識者から意見を聞きながら、再編の進め方について検討したものである。

また、検討に当たっては、類似機能の整理、共有化などにより、機能強化と施設総量の適正化をいかに両立させるか、といった視点のほか、美術館や県民会館については文化芸術の振興といった視点も取り入れている。

今後予想される社会情勢の変化を踏まえると、将来にわたり、持続的に県民サービスを提供していくためには「宮城県美術館の歴史的・文化的・芸術的な意義・価値」のほか、財政負担を含めた様々な観点から検討することが必要であり、より良い未来を将来世代に繋ぐことにも資することになると考える。

7 意見陳述（１）、（２）、（３）について

（質問）

令和2年10月27日に請求人から別添のとおり意見陳述（１）、（２）、（３）がりましたが、このことについてどう考えますか。

（回答）

請求人の意見陳述（１）及び（３）に記載されている内容は、趣旨として、先に提出のあった「宮城県職員措置請求書」6（１）、（２）及び（３）に記載されているものと同じであり、これに対する考えは、第6の1から6のとおりである。

なお、請求人の意見陳述（２）（業務委託の内容に問題があることについて）に対する考えは以下のとおりである。

（１）請求人が「ロ 比較検討不可である」において、「現在の宮城県美術館と移転・集約先について比較・検討することはおよそできず」と主張していることについて

「県有施設等の再編に関する基本方針」の中間案に対する要望やパブリックコメントでは、美術館の移転・集約に関して、反対又は慎重な対応を求める御意見を多数いただいております。その中には、「移転した場合のコストを含め、美術館をリニューアルする場合との比較がなされていない」や「集約による相乗効果の中身が具体的に示されていない」といった、再編案の具体的内容や、財政面でのメリットが見えにくいという意見も多かったです。

これらの御意見を踏まえ、本業務委託契約においては、対象施設に係る施設整備の方向性の整理をするに当たって、集約・複合化した場合の施設の規模・機能の概要についても提示した上で、美術館の現地改修と移転新築のメリット・デメリットの比較をすることとしているところであり、そもそも請求人の主張は当たらない。

- (2) 請求人が「ハ 特に④について」において、「教育・文化的な価値、歴史・文化的な価値、周辺環境との調和など上記価値は非常に重要なものであると思われるところ、それが比較検討できない」と主張していることについて

「県有施設等の再編に関する基本方針」の中間案に対する要望やパブリックコメントでは、美術館の移転・集約に関して、反対又は慎重な対応を求める御意見を多数いただいております。その中には、「前川國男建築の価値」や「周囲の自然や関連施設、交通アクセス等の環境が優れている」といった、現在の美術館の経緯、立地環境、文化的価値を尊重すべきという意見も多かったです。

これらの御意見を踏まえ、本業務委託契約においては、対象施設に係る施設整備の方向性の整理をするに当たって、業務仕様書において、「④施設の価値 教育・文化的な価値、歴史・文化的な価値、周辺環境との調和など」の項目を例示し、これらの項目について現地改修と移転新築のそれぞれの場合に、どのようなメリットがあるのか、将来的にはどうかなどといった点を整理することとしている。その上で、そのほかの多くの項目も含めて、総合的に分析し、施設整備の方向性を判断することとしているものである。

なお、集約・複合化施設の規模・機能の検討に当たっては、美術館の教育普及機能についても検討しているほか、川内地区と宮城野原地区のそれぞれについて、周辺環境との調和という観点からも検討しているところであり、請求人が「教育・文化的な価値、歴史・文化的な価値、周辺環境との調和など」の全てについて、「比較検討できない」との主張は当たらない。

また、本件については、美術館の現地改修と移転新築について、様々な観点から客観的に整理したメリット・デメリットに基づき、県としての整備の方向性を定めるものであり、請求人の「コンサルタントが序列をつける」との指摘は当たらない。

第7 判断

1 請求人は、宮城県が2020年8月に株式会社日本総合研究所との間で委託費を3624万5000円として締結した「仙台医療センター跡地における県有施設の再編に向けた基本構想策定支援業務」に関する業務委託契約は、公金の無駄使い以外の何ものでもなく、そのような業務委託契約に基づく公金の支出は違法かつ不当であるから、本件業務委託契約の解除、本件業務委託契約に基づく既払金の返還請求、未払金の支出差止請求、宮城県知事その他関係者に対する損害賠償請求その他適切かつ必要な措置を講ずるよう勧告することを求めている。

そして、本件業務委託契約が違法かつ不当であることの主な理由として、①現地改修が集約・複合化かの検討を委託する必要性がないこと、②「基本構想の作成支援」が無意味となる可能性があること、③本件業務委託契約の真の目的が集約・複合化の推進にあることの3点を挙げた上で、本件業務委託契約は、不必要かつ無意味なものであり、しかも不当な目的のために締結されたものであるから、違法かつ不当なものであると主張している。

ところで、地方自治法第2条第14項では「地方公共団体は、その事務処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定されており、また、地方財政法第4条第1項では「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定されている。

今般の請求書において、違法かつ不当なものであるとの請求人の主張には、その根拠となる法令について触れられていないが、意見陳述の際の確認に対する回答の中で、地方自治法第2条第14項及び地方財政法第4条第1項を根拠に、本件業務委託契約が違法であると主張していることを確認した。

地方自治法第2条第14項及び地方財政法第4条第1項等について、大阪高等裁判所は、「いずれも地方公共団体や地方財政の運営の在り方に関わる基本的指針を定めたものであって、かかる基本的指針に適合するか否かは、当該地方公共団体の置かれた社会的、経済的、歴史的諸条件の下における具体的な行政課題との関連で、総合的かつ政策的見地から判断されるべき事項であり、首長制と間接民主制とを基本とする現行地方自治制度の下においては、このような判断は、当該地方公共団体の議会による民主的コントロールの下、当該地方公共団体の長の広範な裁量に委ねられているものというべきであるから、長の判断が著しく合理性を欠き、長に与えられた広範な裁量権を逸脱又は濫用するものと認められる場合に限り、上記各規定違反の違法性が肯定されると解すべきである。そして、上記の長に広範な裁量権を与えた趣旨からすると、長の判断の基礎とされた重要な事実が誤認があること等により同判断が全く事実の基礎を欠くものと認められる場合、又は事実に対する評価が明白に合理性を欠くこと等により長の判断が社会通念に照らして著しく妥当性を欠くことが明らかであるものと認められ

る場合に限り、長の判断が上記の裁量権を逸脱又は濫用するものであると認められるのが相当である（昭和53年10月4日最高裁判所大法廷判決）。」と判示している（平成17年7月27日大阪高等裁判所判決）。

本件を前掲判決に照らせば、財務会計上の行為である本件業務委託契約において、宮城県知事又はその委任を受けた職員の判断が全くの事実の基礎を欠き、又は社会通念に照らして著しく妥当性を欠き、裁量権を逸脱又は濫用するもの、もしくは、裁量権の不合理な行使であると認められるか否かが論点になると言える。

2 ここでは本件業務委託契約について整理する。

本件業務委託契約は、仙台医療センター跡地における県有施設の再編に向けた基本構想を策定するための支援を受けることを目的に締結したものである。

県有施設の再編に当たっては、施設関係者や周辺住民のみならず多くの関係人との調整や経済合理性、地理的条件、その他の政策課題との調整等を含む諸般の事情を総合的に考慮した上で判断されるべきものであり、相応の政治的判断を要する事項であると認められる。

このことから、県有施設の再編の在り方の方向性を決定するための宮城県知事が有する職務上の権限の行使については、当該地方公共団体の長の広範な裁量に委ねられていると認められる。

（1）「現地改修か集約・複合化かの検討を委託する必要性がないこと」について

請求人は、専門家が県有施設再編等の在り方検討懇話会において宮城県美術館の集約・複合化について慎重に採択し結論を導き出していることから、現地改修か集約・複合化かの検討を委託する必要性がない、という趣旨の主張をしている。

一方、県では、そもそも県有施設再編等の在り方検討懇話会は、有識者から意見を聴取する場であり、その構成員が何らかの採択をした事実はないこと、現地改修か集約・複合化かの方向性の判断は県が行うこと、そして更に時間をかけて双方のメリット・デメリットについて整理した上で県として判断するために本件業務委託契約が必要であること、について主張しており、このことは県有施設再編等の在り方検討懇話会の議事録等からも確認できる。

もっとも、県有施設等の再編に関する基本方針の中間案に対する要望やパブリックコメントでは、美術館の移転・集約について、「移転した場合のコストを含め、美術館をリニューアルする場合との比較がなされていない」、「集約による相乗効果の中身が具体的に示されていない」といった、再編案の具体的内容や財政面でのメリットが見えにくいという意見や、「前川國男建築の価値」、「周囲の自然や関連施設、交通アクセス等の環境が優れている」といった、現在の美術館の経緯、立地環境、文化的価値を尊重すべきという意見など、反対又は慎重な対応を求める意見が多数寄せ

られているところ、県はこれらの県民の疑問に真摯に対応し、丁寧に回答するため、高度な専門知識を有する者の支援を受ける必要がある、との考え方に基づいて今般の業務委託契約を締結したものと認められ、この点において、不必要、不合理との請求人の主張を裏付けるものは確認できない。

宮城県美術館を含む県有施設の在り方の方向性については、未だ県民等の間でも意見が分かれ、さまざまな意見が各方面から寄せられていることから、県としては、県有施設再編等の在り方検討懇話会での議論を経た上でもなお、宮城県としての確定的な方向性を決断するには至らないと判断した。その上で改めて県民等から寄せられた声に真摯に対応するため、メリット、デメリットを多角的に整理し、県民や県議会への説明責任を果たすためにさらなる専門的な分析を加えることとした宮城県の立場と、その考え方に基づく本件業務委託契約の締結の必要性については、十分に理解できるものであると認められる。

また、関係書類等の調査の結果、今般の業務委託契約に係る予算については既に議会の議決を経たものであり、契約締結に至る手続きについても地方自治法施行令や宮城県の財務規則等に則り適切に事務処理がなされており、いずれも違法、不当とすべき事実は認められない。

(2) 「基本構想の作成支援」が無意味となる可能性があることについて

請求人は、現地改修か集約・複合化かが確定していない段階で基本構想の策定支援を委託することは、その策定された基本構想が後の県議会の選択の方向性と異なることも想定され、その場合は基本構想自体が全く意味のないものとなり税金の無駄遣いとなり得る、という趣旨の主張をしている。

ところで、政策の形成過程としては、知事がさまざまな意見を踏まえた上で、その広範な裁量の範囲内において、いずれかの方向性を判断し、その方向性に基づいた基本構想を策定することになる。その後、その基本構想に基づいた具体的な設計や建設に係る業務等についての予算案が県から議会に提案され、議会において判断がなされることになる。

今般策定する基本構想は、今後、県から議会に提案が予定される各種予算案を県議会で審議する際の有益な判断材料の一つになり得るものと考えられることから、今般の業務委託契約の必要性やそこから生じる専門的知見の有用性は必ずしも失われるものではないと解するのが相当であると認められる。

(3) 「本件業務委託契約の真の目的が集約・複合化の推進にあること」について

請求人は、宮城県知事が集約・複合化に対するお墨付きを獲得するために、本来必要もない本件業務委託契約を締結したものであり、仙台医療センター跡地での集約・複合化という結論ありきの業務委託というほかない、という趣旨の主張をしている。

しかしながら、本件業務委託契約は、多角的な分析を踏まえた専門的な知見等を県が今後の方向性を判断する上での基礎資料とするために締結されているものと認められる。

また、県有施設等の再編に関する基本方針の中間案に寄せられた県民の声に真摯に対応するため、専門的な知見を有する者の支援が必要であると判断し、県が本件業務委託契約を締結したものと解するのが相当であり、この点において、結論ありきの業務委託であるとする請求人の主張を裏付けるものは確認できない。

なお、令和2年9月定例県議会においては、増築を行わない現地改修プランも新たに検討に加える旨の知事答弁があったところであり、また、令和2年11月16日には、宮城県美術館の現地改修案を基本に検討を進めるとの方向性が県から示されたところである。

以上の経緯や判断を考え合わせると、本件業務委託契約は総合的かつ政策的見地から決定されたものであり、知事又はその委任を受けた職員の判断が全くの事実の基礎を欠き、又は社会通念に照らして著しく妥当性を欠き、裁量権を逸脱又は濫用するものであるとは認められず、また、裁量権の不合理な行使があると認めることはできない。

3 結論

以上、県が令和2年8月に締結した「仙台医療センター跡地における県有施設の再編に向けた基本構想策定支援業務」に関する業務委託契約は、何らの違法性又は不当性は存せず、請求人の主張には理由がないので、これを棄却する。

<付記>

なお、令和2年11月18日付けで、宮城県職員措置請求補充書が請求人から提出され、改めて本件業務委託契約は必要がない旨の主張がなされているが、令和2年11月16日の知事記者会見での知事の説明や公表された資料を踏まえれば、請求人の主張には理由がないと認められることから、結論に影響を与えるものではない。